

西北地域農福連携情報連絡会設置要領

令和4年7月 6日制定

令和5年7月11日一部改正

令和6年8月26日一部改正

(趣旨)

第1 関係機関の連携の下、情報共有を図り、農福連携の取組を広げるため、農福連携情報連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2 連絡会は、農福連携の推進に関する業務を所掌する。

(構成)

第3 連絡会は、原則として別表に規定する者をもって構成する。ただし、必要に応じて、別表に規定する者の一部をもって構成することができる。

2 連絡会には、必要に応じて前項以外の者を参画させることができる。

(体制)

第4 連絡会の座長は、農業普及振興室長（以下「室長」という。）とする。

2 連絡会の事務局は、西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室内におく。

(会議)

第5 連絡会は、座長が必要に応じて招集する。

2 第1の内容について、情報共有を目的とする連絡会・研修会とする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

別表

所 属	構成員	備考
農福連携取組農業者等	法人・個人	
市町	農林担当課員	
農業協同組合	担当者	
共同受注窓口	担当者	福祉事業所
障害者就業・生活支援センター	担当者	
障害者福祉サービス事業所	担当者	
管内特別支援学校	担当者	森田養護学校
西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室		
福祉調整課	担当者	
西北地域県民局地域連携部	地域支援担当者	
西北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	室長及び担当副室長・室員	